

令和 3 年 8 月 4 日
柏崎刈羽原子力規制事務所

避難計画に関する高橋委員からのご質問への回答

(問)

原子力規制庁・原子力規制委員会は避難計画から逃げているのか？

(回答)

- 地域防災計画・避難計画は、地域の実情を熟知している地方公共団体が策定することが適切であり、災害対策基本法においても、地方公共団体がその責務を有することが規定されていることから、原子力規制委員会としては、避難計画を策定する立場にはないことをご理解いただきたいと思います。
- 原子力規制委員会は、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項を原子力災害対策指針として示しております。
- また、地域防災計画・避難計画の策定に当たっては地域の実情に応じた様々な課題があるものと認識しており、地域原子力防災協議会の場を通じ、必要に応じて原子力災害対策指針の内容に関する助言その他の必要な措置を講じているところであります。
- 避難計画を含む「緊急時対応」については、関係省庁に加え、関係自治体等が参画する地域原子力防災協議会及び原子力防災会議において、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ策定された原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認しております。

以 上